

令和 3 年 第 2 回
市 議 会 定 例 会 資 料

その 3

目 次

議案第 8 3 号 関 係	-----	1
議案第 8 4 号 関 係	-----	1 0
議案第 8 6 号 関 係	-----	1 1
報告第 1 3 号 関 係	-----	2 4

令和 3 年第 2 回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第5号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	855	855				
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (職員課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、職員用の感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
2	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 広報広聴費	1,003					1,003
	消費生活センター運営事業費 (市民相談課)		コロナ禍における消費生活相談件数や今後の生活設計相談件数の増加に伴い、報酬、報償費、費用弁償を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
3	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 地域活動推進費	47,396			35,500		11,896
	茅ヶ崎地区コミュニティセンター (市民自治推進課)		茅ヶ崎地区コミュニティセンターの外壁改修のため、工事請負費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
4	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化行政費	45					45
	平和事業関係経費 (男女共同参画課)		平和意識の高揚や啓発のため、平和のつどいや講演会を実施することに伴い、報償費、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
5	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化行政費	438					438
	市史編さん関係経費 (文化生涯学習課)		歴史公文書等や市史収集資料を普及・活用するとともに、市民共有の知的資源を整理・保存等するため、市史に関する刊行物を発行すること等に伴い、消耗品費、印刷製本費、筆耕翻訳料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
6	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化行政費	1,266					1,266
	開高健記念館管理運営経費 (文化生涯学習課)		開高健記念館において後期展示会を実施するほか、シロアリ防除処理並びにサンルーム床修繕のため、修繕料、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
7	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化行政費	884					884
	生涯学習推進事業費 (文化生涯学習課)		生涯学習の機会の提供のため、生涯学習支援者養成講座等を実施することに伴い、報償費、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				

令和3年第2回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第5号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
8	(款)総務費(項)総務管理費 (目)文化行政費	756					756
	茅ヶ崎ゆかりの人物館管理運営経費 (文化生涯学習課)		茅ヶ崎ゆかりの人物館において、後期展示会を実施することに伴い、報償費、消耗品費、印刷製本費、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
9	(款)総務費(項)総務管理費 (目)文化行政費	2,100					2,100
	文化振興関係経費 (文化生涯学習課)		市民文化の向上と発展のため、茅ヶ崎市民文化祭を実施することに伴い、委託料、使用料及び賃借料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
10	(款)総務費(項)総務管理費 (目)男女共同参画推進費	252					252
	男女共同参画推進事業費 (男女共同参画課)		男女共同参画社会の実現のため、啓発講座等を開催することに伴い、報償費、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
11	(款)民生費(項)社会福祉費 (目)社会福祉総務費	19,344	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	職員給与費 (職員課)		19,344				
12	(款)民生費(項)社会福祉費 (目)社会福祉総務費	223					223
	戦没者追悼式等事業費 (福祉政策課)		恒久平和への意識の涵養を図るため、戦没者追悼式を実施することに伴い、消耗品費、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
13	(款)民生費(項)社会福祉費 (目)社会福祉総務費	5,200					5,200
	介護保険事業特別会計繰出金 (高齢福祉介護課)		介護報酬改定等に伴う介護保険事務処理システム改修のため、介護保険事業特別会計において委託料を増額することに伴い、繰出金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
14	(款)民生費(項)社会福祉費 (目)社会福祉総務費	121,800	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 (生活支援課)		121,800				
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活支援対策のため、国による新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				

令和3年第2回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第5号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	明 明				
15	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	5,440	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	新型コロナウイルス感染症生活困窮者 自立支援金支給事業事務費 (生活支援課)		5,440				
16	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費	143	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	障がい者支援事業経費 (障がい福祉課)						143
17	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費	832	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	障がい者生活支援事業費 (障がい福祉課)			416			416
18	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉施設費	1,459	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	福祉会館解体事業費 (福祉政策課)						1,459
19	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 交通安全推進費	897	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	交通安全指導啓発事業費 (安全対策課)						897
20	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 保健体育総務費	500	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	市大会等普及奨励費 (スポーツ推進課)						500
21	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童保育費	7,157	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	民間保育所等運営事業費 (保育課)		3,950	1,603			1,604

令和3年第2回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第5号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
22	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費	427,000	427,000				
	新型コロナウイルスワクチン接種事業費 (健康増進課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、国の指示に基づき、県の協力を得て実施する同感染症に係るワクチン接種について、接種の加速化に向けた集団接種体制の拡充等に伴い、報酬、消耗品費、通信運搬費、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
23	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費	12,120	10,690	1,430			
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (保健予防課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、相談・患者対応などに係る業務などに従事する人員体制を強化するため、保健師等の派遣に係る委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
24	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 環境衛生費	255					255
	美化運動推進事業費 (環境保全課)		海岸利用マナーの啓発のため、啓発業務を委託することに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
25	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 環境衛生費	249					249
	環境施策推進事業費 (環境政策課)		環境基本計画等の啓発及び、環境講座や講演会等を実施することに伴い、報償費、消耗品費、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
26	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 環境衛生費	83					83
	地球温暖化対策実行計画推進事業費 (環境政策課)		二酸化炭素排出量削減に向けた啓発のため、啓発物品の作成等を行うことに伴い、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
27	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 地域医療センター費	5,225	5,225				
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (地域保健課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた新型感染症強化対策として、地域医療センターにおける感染待合室への独立した動線を確保することに伴い、工事請負費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
28	(款) 労働費 (項) 労働諸費 (目) 労働諸費	37					37
	勤労者福祉事業費 (雇用労働課)		多様な働き手の希望にあった就労機会の提供及び企業の人材採用力向上のため、合同企業説明会やセミナーを開催することに伴い、報償費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				

令和3年第2回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第5号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名 目) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
29	(款) 農林水産業費 (項) 農業費 (目) 農業振興費 地産地消推進事業費 (農業水産課)	100	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						100	
			農業振興のため、園芸講習会や収穫体験等を実施することに伴い、報償費、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
30	(款) 農林水産業費 (項) 農業費 (目) 畜産業費 畜産振興事業費 (農業水産課)	20	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						20	
			家畜の飼養技術及び営農意欲の向上を図るため、畜産関連共進会を開催することに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
31	(款) 土木費 (項) 土木管理費 (目) 土木総務費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (建設総務課)	44,112	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	44,112						
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた新型感染症強靱化対策として、窓口での密集・密接を回避するとともに必要な情報を非対面式での閲覧及び取得を可能とするため、道路情報管理システムの整備及び道路台帳等をデジタル化することに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
32	(款) 土木費 (項) 土木管理費 (目) 建築指導費 耐震改修促進計画事業費 (建築指導課)	53	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						53	
			建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、木造住宅の耐震診断や耐震補強工事、危険ブロック塀等撤去費に係る補助制度の普及啓発リーフレットを作成することに伴い、印刷製本費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
33	(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路維持費 道路舗装修繕事業費 (道路管理課)	2,750	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
				2,400		350	
			道路の安全性を確保するため、市道の道路側溝等の道路小規模構造物の修繕工事を実施することに伴い、工事請負費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
34	(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路新設改良費 上赤羽根堤線道路改良 (道路建設課)	8,961	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						8,961	
			歩行者等の安全を図るため、上赤羽根堤線において、歩道を暫定的に整備することに伴い、消耗品費、使用料及び賃借料、工事請負費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
35	(款) 土木費 (項) 河川費 (目) 河川総務費 水循環水環境啓発事業費 (下水道河川建設課)	40	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						40	
			水循環水環境に係る啓発事業を実施することに伴い、報償費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				

令和３年第２回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第5号)
(歳出)

(単位：千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
36	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費	617	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						617	
	都市計画事務費 (都市計画課)		都市計画等の変更を反映した都市計画総括図を作成することに伴い、印刷製本費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
37	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費	46	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						46	
	景観計画推進事業費 (景観みどり課)		良好な景観の形成のため、景観まちづくり市民団体の要請により、必要な情報の提供や助言を行う景観まちづくりアドバイザーを派遣することに伴い、報償費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
38	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費	1,776	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			590			1,186	
	都市防災推進事業費 (都市政策課)		地域防災力の向上を図るため、「防災“も”まちづくりワークショップ」を実施することに伴い、報償費、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
39	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 緑化推進費	40	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						40	
	緑の保全事業費 (景観みどり課)		自然環境の保全や再生を図るため、自然環境評価調査に協力していただく市民調査員の養成講座を実施することに伴い、報償費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
40	(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 常備消防費	470	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	470						
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (消防総務課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、消防署における手洗い設備を自動水栓に変更することに伴い、修繕料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
41	(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 常備消防費	405	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	405						
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (指令情報課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、消防緊急通信指令システムにおける119番通報の受付に必要なヘッドセットの個人貸与数を確保することに伴い、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
42	(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費	84	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	84						
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (教育センター)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、あすなる教室における手洗い設備を自動水栓に変更することに伴い、修繕料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				

令和3年第2回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第5号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	明 説				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
43	(款)教育費(項)小学校費 (目)学校管理費	13,797	13,797				
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (教育施設課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、小学校における手洗い設備を自動水栓やレバーハンドル等に変更することに伴い、修繕料、工事請負費、原材料費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
44	(款)教育費(項)小学校費 (目)教育振興費	11,035	11,035				
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (学校教育指導課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、小学校6年生の修学旅行を安全に実施するため、行程及び手法等の一部見直したことによるかかり増し経費を補償することに伴い、補償補填及び賠償金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
45	(款)教育費(項)中学校費 (目)学校管理費	9,209	9,209				
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (教育施設課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、中学校における手洗い設備を自動水栓やレバーハンドル等に変更することに伴い、修繕料、工事請負費、原材料費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
46	(款)教育費(項)社会教育費 (目)社会教育総務費	181					181
	社会教育振興事業費 (社会教育課)		社会教育の振興のため、講座や社会教育委員等の研修を実施すること等に伴い、報酬、報償費、費用弁償、消耗品費、保険料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
47	(款)教育費(項)社会教育費 (目)文化財保護費	493					493
	埋蔵文化財事業費 (社会教育課)		埋蔵文化財を保護するため、発掘調査により出土した資料の整理、記録化等を実施することに伴い、印刷製本費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
48	(款)教育費(項)社会教育費 (目)文化財保護費	189					189
	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業費 (社会教育課)		ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業の推進のため、講座等の開催や市内の都市資源に係る説明板の作成等を行うことに伴い、報償費、消耗品費、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
49	(款)教育費(項)社会教育費 (目)文化財保護費	20					20
	文化財調査・普及事業費 (社会教育課)		文化財保護の普及啓発のため、講演会を実施することに伴い、報償費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				

令和3年第2回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第5号)
(歳出)

(単位: 千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
50	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 文化財保護費	331					331
	埋蔵文化財保存活用事業費 (社会教育課)		埋蔵文化財の保存活用のため、市内遺跡調査の状況を公開する講演会等を実施することに伴い、報償費、消耗品費、印刷製本費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
51	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 公民館費	250					250
	公民館活動費 (小和田公民館)		多世代との交流や学びあう機会の提供のため、小和田公民館における自主事業を実施することに伴い、報償費、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
52	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 公民館費	520					520
	公民館活動費 (鶴嶺公民館)		多世代との交流や学びあう機会の提供のため、鶴嶺公民館における自主事業を実施することに伴い、報償費、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
53	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 公民館費	572					572
	公民館活動費 (松林公民館)		多世代との交流や学びあう機会の提供のため、松林公民館における自主事業を実施することに伴い、報償費、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
54	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 公民館費	595					595
	公民館活動費 (南湖公民館)		多世代との交流や学びあう機会の提供のため、南湖公民館における自主事業を実施することに伴い、報償費、消耗品費、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
55	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 公民館費	550					550
	公民館活動費 (香川公民館)		多世代との交流や学びあう機会の提供のため、香川公民館における自主事業を実施することに伴い、報償費、消耗品費、保険料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
56	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 青少年対策費	45		15			30
	青少年指導者活動推進費 (青少年課)		青少年の健全育成のため、青少年指導者等の資質向上に向けた研修を実施することに伴い、報償費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				

令和3年第2回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第5号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
	国庫支出金		県支出金	地方債	その他	一般財源	
57	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 青少年対策費 青少年健全育成事業費 (青少年課)	1,935	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			765			1,170	
			青少年の健全育成のため、体験活動の機会の提供や交流事業等を実施することに伴い、消耗品費、食糧費、印刷製本費、委託料、使用料及び賃借料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
58	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 青少年対策費 宇宙関連事業費 (青少年課)	783	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						783	
			子どもの科学への関心を高め、宇宙・科学への夢を育むため、宇宙教室の開催及び茅ヶ崎ゆかりの宇宙飛行士等による講演会を実施することに伴い、報償費、費用弁償、消耗品費、印刷製本費、委託料、使用料及び賃借料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
59	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 青少年施設費 茅ヶ崎公園体験学習センター管理運営経費 (体験学習センター)	18	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						18	
			多世代との交流や学びあう機会の提供のため、茅ヶ崎公園体験学習センターにおける自主事業を実施することに伴い、報償費、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
60	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 青少年施設費 青少年会館業務運営費 (青少年会館)	140	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						140	
			青少年育成のため、青少年会館における自主事業を実施することに伴い、報償費、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				
61	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 図書館費 子ども読書活動推進事業費 (図書館)	2,345	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						2,345	
			子どもの読書活動の推進及び啓発のため、ブックトークを開催するとともに、ブックスタートパックを配付することに伴い、報償費、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				

令和 3 年第 2 回定例会補正予算の主な事業の概要

介護保険事業特別会計(令和3年度 補正第1号)
(歳出)

(単位: 千円)

項 番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	介護保険事務処理システム改修事業費 (高齢福祉介護課)	10,399	5,199			5,200	
			介護報酬改定等に伴い介護保険事務処理システムを改修するため、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年6月14日)				

茅ヶ崎市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について

1 提案の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項及び第 228 条第 1 項
- (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 9 条第 2 項及び第 19 条

3 条例の概要

- (1) 茅ヶ崎市個人情報保護条例関係

所要の規定を整備することとした。（第 33 条関係）

- (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例関係

所要の規定を整備することとした。（第 1 条、第 5 条関係）

- (3) 茅ヶ崎市手数料条例関係

所要の規定を整備することとした。（別表第 1 関係）

- (4) この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行することとした。

茅ヶ崎市個人情報保護条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改	正	後	改	正	前
(茅ヶ崎市個人情報保護条例の一部改正) (保有個人情報の提供先への通知) 第33条 実施機関は、第31条第2項の規定により保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報提供者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において読み替えて準用する場合を含む。））に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正) (趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 (特定個人情報の提供) 第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供するこ			(保有個人情報の提供先への通知) 第33条 実施機関は、第31条第2項の規定により保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において読み替えて準用する場合を含む。））に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正) (趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 (特定個人情報の提供) 第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供するこ		
とができる場合は、別表第2の第1欄別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するものとする。 2 略			とができる場合は、別表第2の第1欄別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するものとする。 2 略		

(茅ヶ崎市手数料条例の一部改正)

別表第1 (第2条関係)

手数料を徴収する事務	金額	摘要
略	略	略
<u>151 削除</u>		
略	略	略

備考 略

別表第1 (第2条関係)

手数料を徴収する事務	金額	摘要
略	略	略
<u>151 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第28条の規定による個人番号カードの再交付(個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合又は個人番号若しくは住民票コードの変更若しくは国外への転出により個人番号カードを返納したり場合における再交付を除く。)</u>	<u>1枚につき800円</u>	
略	略	略

備考 略

○地方自治法

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

- ② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。
- ③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(手数料)

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

- 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
- 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の規定による改正後のもの）

(利用範囲)

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

- 2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする

- 3 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第百九十七条第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九条の四の二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第三十一項、第七十条の二の二第十七項若しくは第七十条の二の三第十六項、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三の二若しくは第七十四条の十三の三、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条又は内国税の適正な

課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第四条第一項若しくは第四条の三第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

- 4 前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第二百二十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、第十九条第十三号から第十七号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

（個人番号カードの発行に関する手数料）

第十八条の二 機構は、第十六条の二第一項の規程による個人番号カードの発行に係る事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

- 2 機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

- 3 機構は、第一項の手数料の徴収の事務を住所地市町村長に委託することができる。

（特定個人情報の提供の制限）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

- 一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき（個人番号利用事務実施者が、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二十九条第一項、厚生年金保険法第百条の二第五項その他の政令で定める法律の規定により本人の資産又は収入の状況についての報告を求めるためにその者の個人番号を提供する場合にあっては、銀行その他の政令で定める者に対し提供するときに限る。）。
- 二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（第十一号に規定する場合を除く。）。
- 三 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。
- 四 一の使用者等（使用者、法人又は国若しくは地方公共団体をいう。以下この号において同じ。）における従業者等（従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員をいう。以下この号において同じ。）であった者が他の使用者等における従業者等になった場合において、当該従業者等の同意を得て、当該一の使用者等が当該他の使用者等に対し、その個人番号関係事務を処理するために必要な限度で当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。
- 五 機構が第十四条第二項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき。
- 六 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。
- 七 住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき。
- 八 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）

が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

九 条例事務関係情報照会者（第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第二十六条において同じ。）が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。）に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

十 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第四十八条第七項、第七十二条の五十八、第三百七十七条又は第三百二十五条の規定その他政令で定める同法又は国税（国税通則法第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十一 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

十二 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第五項に規定する振替機関等（以下この号において単に「振替機関等」という。）が同条第一項に規定する社債等（以下この号において単に「社債等」という。）の発行者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。）又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第九条第三項に規定する書面（所得税法第二百二十五条第一項（第一号、第二号、第八号又は第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定により税務署長に提出されるものに限る。）に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十三 第三十五条第一項の規定により求められた特定個人情報を個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に提供するとき。

十四 第三十八条の七第一項の規定により求められた特定個人情報を総務大臣に提供するとき。

十五 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第三十六条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十六 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

十七 その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき。

(公認心理師法の一部改正)

第六十一条 公認心理師法(平成二十七年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項を次のように改める。

2 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出があった事項を公認心理師登録簿に登録するとともに、当該届出をした公認心理師に対し、登録の変更を証する書類を交付するものとする。

第三十一条に次の一項を加える。

3 前項の規定による交付は、第一項の規定による届出が電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第二十二条第一項に規定する利用証明用電子証明書を送信する方法により行われた場合は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

第三十五条の見出し中「変更登録等」を「登録証の書換交付等」に改め、同条中「記載事項の変更を受けようとする者及び登録証の」を「書換交付又は」に改める。

第三十七条第一項中「第三十三条及び」を「及び第二項、第三十三条並びに」に、「第三十三条中」を「第二項並びに第三十三条中」に改め、同条第二項中「が登録」を「が登録(変更の登録を含む)」に、「公認心理師の登録」を「当該登録」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条(住民基本台帳法別表第一の改正規定に限る)、第四十五条、第四十七条及び第五十五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定(同表の二十七の項の改正規定を除く)に限る)並びに附則第八條第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七條及び第七十一条から第七十三条までの規定 公布の日

二 附則第十八条(戸籍法第二百二十九条の改正規定を除く)及び第五十三条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の第二項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定に限る)の規定 戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第十七号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日(以下「施行日」という)のいずれか遅い日

三 附則第七條第三項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八條並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七條(第三項を除く)、第十三条、第十四条、第十八条(戸籍法第二百二十九条の改正規定(戸籍の)の下に「正本及び」を加える部分を除く)に限る。第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条(住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く)、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の第二項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く)、第五十五条(「登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第十一号)第三十五条の改正規定(「条例を含む」)を削る部分に限る)を除く)、第五十六条、第五十八條、第六十四条、第六十五条、第六十八條及び第六十九條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

五 附則第三十七條の規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第六十二号)の施行の日

六 附則第八條第二項及び第九條第三項の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

七 第二十七条(住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る)、第四十八条(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十一条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に一條を加える改正規定を除く)、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九條(第三項を除く)、第十条、第十五条、第十八条(戸籍法第二百二十九条の改正規定(戸籍の)の下に「正本及び」を加える部分に限る)に限る。第二十二條、第二十五条、第二十六条、第二十八條、第二十九條(住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る)、第三十九条、第四十三條、第四十七條、第四十九條、第五十四條、第五十五条(「登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定(「条例を含む」)を削る部分に限る)に限る。第五十七條、第六十六条及び第七十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

八 第五十五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十七の項の改正規定に限る)の規定 戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

九 附則第七條及び第四十一条の規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日

十 第二十八條、第三十四条、第三十六条、第四十条、第五十六条及び第六十一条の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)

二 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第三条 次に掲げる者に係る前条第一号の規定による廃止前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下この条において「旧行政機関個人情報保護法」という)第七条若しくは第四十四条の十六又は前条第二号の規定による廃止前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下この条において「旧独立行政法人等個人情報保護法」という)第八条若しくは第四十四条の十六の規定によるその業務に関して知り得た旧行政機関個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報(以下この条において「旧行政機関個人情報」という)若しくは旧行政機関個人情報保護法第四十四条の十五第一項に規定する行政機関非識別加工情報等(以下この条において「旧行政機関非識別加工情報等」という)又は旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報(以下この条において「旧独立行政法人等個人情報」という)若しくは旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の十五第一項に規定する独立行政法人等非識別加工情報等(以下この条において「旧独立行政法人等非識別加工情報等」という)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

一 前条の規定の施行の際現に旧行政機関個人情報保護法第二条第一項に規定する行政機関(以下この条において「旧行政機関」という)の職員である者又は前条の規定の施行前において旧行政機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧行政機関個人情報又は旧行政機関非識別加工情報等の取扱いに従事していた者

3 機構は、第一項の手数料の徴収の事務を住所地市町村長に委託することができる。
第十九条第二号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同条第十六号を第十七号とし、第四号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 一の使用者等（使用者、法人又は国若しくは地方公共団体をいう。以下この号において同じ。）における従業者等（従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員をいう。以下この号において同じ。）であつた者が他の使用者等における従業者等になった場合において、当該従業者等の同意を得て、当該一の使用者等が当該他の使用者等に對し、その個人番号関係事務を処理するために必要な限度で当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

第二十一条第二項中「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に改め、
第二十一条第二項中「第十九条第七号又は第八号」を「第十九条第八号又は第九号」に改め、
同条第五項中「第五号及び第十二号から第十六号まで」を「第六号及び第十三号から第十七号まで」に、「同条第十二号」を「同条第十三号」に改め、同条第六項中「第五号及び第十二号から第十六号まで」を「第六号及び第十三号から第十七号まで」に改め、同条第八項中「第十九条第十四号」を「第十九条第十五号」に改める。

第二十三条第一項及び第三項並びに第二十四条中「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に改める。

第二十六条の見出し中「第十九条第八号」を「第十九条第九号」に改め、同条中「第十九条第八号」を「第十九条第九号」に、「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に改める。

第二十八条第一項第五号中「第三十八条の三」の下に「第三十八条の三の二第二項」を加え、
同条第六項中「第十九条第七号若しくは第八号」を「第十九条第八号若しくは第九号」に改める。
第二十九条中「第十九条第十二号から第十六号まで」を「第十九条第十三号から第十七号まで」に改める。

第三十一条第一項の表第三十五条の項、同条第二項の表第三十五条の項、同条第三項の表第三十五条の項及び同条第四項の表第三十五条の項中「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に、「同条第八号」を「同条第九号」に改める。

第三十六条中「第十九条第十四号」を「第十九条第十五号」に改める。
第六章の二の章名中「機構処理事務」を「機構処理事務等」に改める。

第三十八条の三第一項中「この条」の下に「及び次条第二項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（機構の役員等の秘密保持義務）

第三十八条の三の二 機構の役員若しくは職員（地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）第二十七条第一項に規定する機構処理事務特定個人情報保護委員会の委員を含む。）又はこれらの職にあつた者は、機構処理事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 機構から機構処理事務特定個人情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に關して知り得た機構処理事務特定個人情報等に関する秘密又は機構処理事務特定個人情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

第六章の二第三十八条の七の次に次の六条を加える。

（個人番号カード関係事務に係る中期目標）

第三十八条の八 主務大臣は、個人番号カード関係事務（第十六条の二の規定により機構が処理する事務及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三十九条第一項に規定する認証事務をいう。以下この条から第三十八条の十二までにおいて同じ。）の実施に關し、三年以上五年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に關する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。第三十八条の十一第一項第二号及び第三号において同じ。）

二 個人番号カード関係事務に係る業務の質の向上に關する事項

三 個人番号カード関係事務に係る業務運営の効率化に關する事項

四 その他個人番号カード関係事務に係る業務運営に關する重要事項

（個人番号カード関係事務に係る中期計画）

第三十八条の九 機構は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下この条から第三十八条の十一までにおいて「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 個人番号カード関係事務に係る業務の質の向上に關する目標を達成するためとるべき措置

二 個人番号カード関係事務に係る業務運営の効率化に關する目標を達成するためとるべき措置

三 その他主務省令で定める個人番号カード関係事務に係る業務運営に關する事項

3 主務大臣は、第一項の規定により認可をした中期計画が前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に對し、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

4 機構は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（個人番号カード関係事務に係る年度計画）

第三十八条の十 機構は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の個人番号カード関係事務に係る業務運営に關する計画（次条第五項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（各事業年度に係る個人番号カード関係事務に係る業務の実績に關する評価等）

第三十八条の十一 機構は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該當するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における個人番号カード関係事務に係る業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績及び中期目標の期間における個人番号カード関係事務に係る業務の実績

2 機構は、前項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付し、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績に關する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

4 主務大臣は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に對し、当該評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。

第五十条第一項第四号	審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等	第八十一条第一項又は第二項の機関
第八十一条第三項において準用する第七十四条	審査会に諮問をした審査庁	審査庁

附則第七條を次のように改める。

(行政機関等匿名加工情報に関する経過措置)

第七條 都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人についての第一百十條及び第一百十一條の規定の適用については、当分の間、第一百十條中「行政機関の長等は」とあるのは「行政機関の長等は、次条の規定による募集をしようとする場合であつて」と、第一百十一條中「ものとす」とあるのは「ことができる」とする。

別表第二中、「第六十六條、第二百二十三條」を削る。

(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正)

第五十二條 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二百五十七條第一項、第二百六十二條第一項、第二百二十九條第一項、第二百三十條第一項、第二百七十五條第一項及び第二百七十六條第一項中、「政令で定めるところにより」を削る。

(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の一部改正)

第五十三條 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十四條に次の二項を加える。

3 金融機関は、第一項の規定による書面の送付に代えて、政令で定めるところにより、申請人の承諾を得て、当該書面に記載すべき内容を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。次項及び第三十四條において同じ。)により提供することができる。この場合において、当該金融機関は、当該書面を送付したものとみなす。

4 第一項の規定にかかわらず、前項前段の場合において、申請人が現に利用する電子メールアドレス(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第三号に規定する電子メールアドレスをいう。)が知れないときその他同項の規定により第一項の書面に記載すべき内容を電磁的方法により提供することができなるときとして主務省令で定めるときは、金融機関において当該書面に記載すべき内容を書面に出力し、これを保管し、かつ、第二項に規定する措置をとることをもつて第一項の規定による送付に代えることができる。

第三十四條中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。」を削る。

(株式会社地域経済活性化支援機構法の一部改正)

第五十四條 株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十六條第一項第八号中「第三十二條の十第三項」を「第三十二條の十第四項」に改める。

第二十二條第一項第五号中「第三十二條の十第四項」を「第三十二條の十第五項」に改める。

第二十五條第三項中「交付」の下に「同条第三項の規定により書面を交付したものとみなされた場合を含む。」を加える。

第三十二條の九中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の申込みをする者は、前項の規定による書面の添付に代えて、政令で定めるところにより、機構の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。次条第三項及び第六十一條第三項において同じ。)により提供することができる。この場合において、当該申込みは、当該書面を添付して行われたものとみなす。

第三十二條の十第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の申込みをする者は、前項の規定による書面の添付に代えて、政令で定めるところにより、機構の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みは、当該書面を添付して行われたものとみなす。

第六十一條に次の一項を加える。

3 独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、中小企業者及び機構の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関は、当該書面を添付して行われたものとみなす。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第五十五條 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十七條、第十八條」を「第十六條の二」「第十七條の二」に「機構処理事務」を「機構処理事務等」に、「第三十八條の七」を「第三十八條の十三」に改める。

第二條第十四項中「第十九條第七号」を「第十九條第八号」に、「同条第八号」を「同条第九号」に、「又は第八号」を「又は第九号」に改める。

第九條第五項中「第十九條第十二号から第十六号まで」を「第十九條第十三号から第十七号まで」に改める。

第十四條第五項中「第十九條第四号」を「第十九條第五号」に改める。

第三章中第十七條の前に次の一條を加える。

(個人番号カードの発行等)

第十六條の二 機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行するものとする。

2 機構は、個人番号カードに関して、個人番号カードの作成並びに個人番号カードの作成及び運用に関する状況の管理その他総務省令で定める事務を行うものとする。

第十七條第一項中「その者の」を「前条第一項の」に、「前条の」を「その者が本人であることを確認するための措置として」に改め、同条第四項中「第七項」の下に並びに第十八條の二第三項を加える。

第三章中第十八條の次に次の一條を加える。

(個人番号カードの発行に関する手数料)

第十八條の二 機構は、第十六條の二第一項の規定による個人番号カードの発行に係る事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

2 機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年五月十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第三十七号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

(民法の一部改正)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四百八十六条の見出し中「交付請求」を「交付請求等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 弁済をする者は、前項の受取証書の交付に代えて、その内容を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。ただし、弁済を受領する者に不相当な負担を課するものであるときは、この限りでない。

第九百八十四条に後段として次のように加える。

この場合においては、第九百六十九条第四号又は第九百七十条第一項第四号の規定にかかわらず、遺言者及び証人は、第九百六十九条第四号又は第九百七十条第一項第四号の印を押すことを要しない。

(抵当証券法の一部改正)

第二条 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「記載シ申請人之二記名捺印スル」を「記載スル」に改める。

(死産の届出に関する規程の一部改正)

第三条 死産の届出に関する規程(昭和二十一年厚生省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「署名捺印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第五条第二項及び第六条中「記名捺印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第七十四条の二第一項中「署名し印をおした」を「署名した」に改める。

第二百六十条の十八第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。)により表決をすることができる。

(農業協同組合法の一部改正)

第五条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百二十二号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四に次の二項を加える。

前項の組合員は、定款で定めるところにより、同項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、電磁的方法により議決権を行うことができる。

前二項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

（農林中央金庫法の一部改正）

第二条 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に、「同項第十三号及第十五号」を「同項第十二号及第十四号」に、「同項第十三号二」を「同項第十二号二」に改める。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

第三条 次に掲げる法律の規定中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に、「同項第十三号及び第十五号」を「同項第十二号及び第十四号」に、「同項第十三号二」を「同項第十二号二」に改める。

一 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）附則第五条
二 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）附則第四十九条
三 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）附則第十一条

四 中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一百一号）附則第九項
五 高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第五十三号）附則第七条
六 日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第五十号）附則第九条
七 日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第三十三号）第四十条第二項

（財政法等の一部改正）

第四条 次に掲げる法律の規定中「を除く」、内閣府を「及びデジタル庁を除く」、内閣府、デジタル庁に改める。

一 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条
二 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三十二条第一項
三 国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第七十七号）第二条第四号
四 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二条第三号

（地方自治法の一部改正）

第五条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百四十五条中「国家行政組織法」を「デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たるデジタル庁、国家行政組織法」に改める。

第二百四十五条の四第一項中「第四条第三項」の下に「若しくはデジタル庁設置法第四条第二項」を加える。

（国家公務員法の一部改正）

第六条 国家公務員法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第五号の二中「及び内閣情報通信政策監」を削り、同項第七号の三の次に次の一号を加える。

七の四 デジタル監

第十九条第二項及び第四項並びに第二十五条第一項中「内閣府」の下に「デジタル庁」を加える。

第五十五条第一項中「内閣府」の下に「及びデジタル庁」を加える。

第六十一条の七第一項中「内閣府」の下に「デジタル庁」を加える。

第六十一条の八第一項中「及び内閣府」を「内閣府及びデジタル庁」に改める。

（国の利害に係る訴訟に関する法律の一部改正）

第七条 国の利害に係る訴訟に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第五項中「第四条第三項」の下に「若しくはデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項」を加える。

（競馬法の一部改正）

第八条 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第八條第一項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に改め、同条第二項中「平成三十四事業年度」を「令和四事業年度」に改める。

附則第十條中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に、「同項第十三号及び第十五号」を「同項第十二号及び第十四号」に、「同項第十三号二」を「同項第十二号二」に改める。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第九条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号中「及び内閣情報通信政策監」を削り、同条第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 デジタル監

別表第一官職名の欄中「及び内閣情報通信政策監」を削り、「大臣政務官」を「大臣政務官」に改める。

（地方交付税法等の一部改正）

第十条 次に掲げる法律の規定中「機関並びに」を「機関、デジタル庁並びに」に改める。

一 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第五条第四項

二 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第四号イ

三 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第五号イ

四 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第五号イ

（災害対策基本法の一部改正）

第十一条 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号イ中「機関並びに」を「機関、デジタル庁並びに」に改める。

第二百一十一條中「又は」を「デジタル庁令又は」に改める。

（商業登記法の一部改正）

第十二条 商業登記法の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項、第三項、第八項第一号及び第四号並びに第九項中「法務省令」を「デジタル庁令・法務省令」に改める。

（行政相談委員会法の一部改正）

第十三条 行政相談委員会法（昭和四十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「及び第二項に規定する機関」の下に「デジタル庁」を加え、「第四条第一項第十三号イ」を「第四条第一項第十二号イ」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十四条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条の九の二の見出し並びに同条第一項及び第二項、第三十条の二十三、第三十条の二十八第一項並びに第三十条の三十二第二項中「総務省」を「デジタル庁」に改める。

三 行政手続における特定の個人又は法人その他の団体を識別するための番号、記号その他の符号の利用に関する総合的かつ基本的な取組の企画及び立案並びに推進に関すること。

四 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号、同条第七項に規定する個人番号カード及び同条第十五項に規定する法人番号の利用並びに同法第二十一条第一項の規定による情報提供ネットワークシステムの設置及び管理に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。

五 情報通信技術を用いた本人確認に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

六 情報通信技術を用いた本人確認の信頼性の確保及び利用の促進を図る観点からの、商業登記法（昭和二十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項、第三項及び第八項の規定による証明に関すること。

七 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名に関すること（法務省の所掌に属するものを除く。）。

八 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第十七条第四項に規定する署名検証者及び同法第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者に関すること（総務省の所掌に属するものを除く。）。

九 電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）第二条第一項に規定する電子委任状に関すること（総務省の所掌に属するものを除く。）。

十 複数の国の行政機関、地方公共団体その他の公共機関及び民間事業者が利用する官民データ（官民データ活用推進基本法第二条第一項に規定する官民データをいう。）に係るデータの標準化（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第四条第二項第五号イに規定するデータの標準化をいう。）に係る総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

十一 外部連携機能（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第四条第二項第五号ロに規定する外部連携機能をいう。）に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

十二 公的基礎情報データベース（デジタル社会形成基本法第三十一条に規定する公的基礎情報データベースをいう。）の整備及び利用に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

十三 国の行政機関、地方公共団体その他の公共機関及び公共分野の民間事業者の情報システムの整備及び管理の基本的な方針の作成及び推進に関すること。

十四 情報システム整備計画（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第四条第一項に規定する情報システム整備計画をいう。第十六号イ及びハにおいて同じ。）の作成及び推進に関すること。

十五 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する行政各部の事業を統括し及び監理すること。

十六 国の行政機関が行う情報システム（国の安全等に関するものその他の政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の整備及び管理に関する事業を、次に定めるところにより、実施すること。

イ 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業に必要な予算を、第十三号の方針及び情報システム整備計画に基づき、一括して要求し、確保すること。

ロ 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業の実施に関する計画を定めること。

ハ 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業について、第十三号の方針及び情報システム整備計画に基づき当該事業の全部若しくは一部を自ら執行し、又は関係行政機関に、予算を配分するとともに、同号の方針及び情報システム整備計画並びにロの計画その他必要な事項を通知することにより、当該通知の内容に基づき当該事業の全部若しくは一部を当該事業に係る支出負担行為の実施計画に関する書類の作製を含め執行させること。

十七 国の行政機関が共用する情報システムの整備及び管理に関すること。

十八 デジタル社会の形成に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

十九 所掌事務に係る国際協力に関すること。

二十 前各号に掲げるもののほか、専らデジタル社会の形成を目的とする事務及び事業に関すること。

二十一 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づきデジタル庁に属させられた事務

第三章 組織

第一節 通則

第五節（組織の構成）
デジタル庁の組織は、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関により系統的に構成され、かつ、デジタル社会の形成に関する内閣の課題に弾力的に対応できるものとしなければならない。

2 デジタル庁は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに内閣府及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第一条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を発揮しなければならない。

第二節 デジタル庁の長及びデジタル庁に置かれる特別な職

（デジタル庁の長）

第六節 デジタル庁の長は、内閣総理大臣とする。

2 内閣総理大臣は、デジタル庁に係る事項についての内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣とし、第四条第二項に規定する事務を分担管理する。

（内閣総理大臣の権限）

第七節 内閣総理大臣は、デジタル庁の事務を統括し、職員の仕事について統督する。

2 内閣総理大臣は、デジタル庁に係る主任の行政事務について、法律又は政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、閣議を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、デジタル庁に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、デジタル庁の命令としてデジタル庁令を発することができ、

4 デジタル庁令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。

5 内閣総理大臣は、デジタル庁の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

6 内閣総理大臣は、デジタル庁の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

7 内閣総理大臣は、第三条第二号の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べることができる。

デジタル庁設置法をここに公布する。
御 名 御 璽

令和三年五月十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第三十六号
デジタル庁設置法

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 デジタル庁の設置並びに任務及び所掌事務(第二条―第四条)

第三章 組織

第一節 通則(第五条)

第二節 デジタル庁の長及びデジタル庁に置かれる特別な職(第六条―第十二条)

第三節 デジタル庁に置かれる職(第十三条)

第四節 デジタル社会推進会議(第十四条・第十五条)

第五節 雑則(第十六条)

第四章 雑則(第十七条・第十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、デジタル庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

第二章 デジタル庁の設置並びに任務及び所掌事務

(設置)

第二条 内閣に、デジタル庁を置く。

(任務)

第三条 デジタル庁は、次に掲げることを任務とする。

一 デジタル社会形成基本法(令和三年法律第三十五号)第二章に定めるデジタル社会(同法第二条に規定するデジタル社会をいう。以下同じ)の形成についての基本理念(次号において「基本理念」という。)にのっとり、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けること。

二 基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ること。

(所掌事務)

第四条 デジタル庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどる。

一 デジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

二 関係行政機関が講ずるデジタル社会の形成のための施策の実施の推進に関すること(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四号)第二十六条第一項に掲げる事務のうちサイバーセキュリティに関する施策で重要なものの実施の推進に関するものを除く)。

三 前二号に掲げるもののほか、デジタル社会の形成のための施策に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

2 デジタル庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 デジタル社会の形成に関する重点計画(デジタル社会形成基本法第三十七条第一項に規定する重点計画をいう。)の作成及び推進に関すること。

二 官民データ活用推進基本計画(官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第三号)第八条第一項に規定する官民データ活用推進基本計画をいう。)の作成及び推進に関すること。

「報告第13号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和3年3月18日 午後6時頃
 事故発生場所 茅ヶ崎市浜之郷地内
 事故当事者 相手方 市外在住の女性
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和3年 3月 18日 警備第二課より事故発生の連絡を受ける。

令和3年 3月 19日 事故発生を一般財団法人全国消防協会へ電話にて報告する。

令和3年 6月 7日 専決処分（示談の締結）をする。

和解内容

区 分	茅 ヶ 崎 市	相 手 方
損 害 額		1 2 7 , 5 6 5 円
(算出内訳)		(修理費) 1 2 7 , 5 6 5 円
過 失 割 合	1 0 0 %	0 %
賠 償 額	1 2 7 , 5 6 5 円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) 1 2 7 , 5 6 5 円 × 1 0 0 % = 1 2 7 , 5 6 5 円	